

## 台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について

目黒区教育委員会では、子どもたちの安全を守る災害対策として、台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の区立こども園・幼稚園及び小・中学校における一定の対応基準をまとめました。

目黒区内（23区西部）に特別警報（暴風、大雨）及び警報（暴風、大雨）の発表があった場合は、下記の基準を踏まえ、各校（園）における安全対策を行います。

なお、気象等の状況に応じて、校（園）長会と相談して対応を判断する場合があります。

### 記

## 1 台風に対する対応基準

### 【基本的な考え方】

- ・ 幼児・児童・生徒の安全を第一とした必要な措置を確保する。
- ・ 保護者判断により自宅待機する場合は「欠席扱い」あるいは「遅刻」扱いにしない。
- ・ 登校した児童・生徒には自習を含め状況に応じた対応をする。
- ・ 状況に応じて可能な範囲で昼食の提供を行う。

### (1) 登校（園）時に警報等が発表されている場合の対応について

判断時刻	特別警報	警報	対応
午前7時の時点	発表		臨時休業
		暴風	<b>【こども園・幼稚園】</b> ・ 保護者判断により自宅待機又は保護者付き添いによる登園とする。 <b>【小学校】</b> ・ 臨時休業とする。 <b>【中学校】</b> ・ 自宅待機とする ※午前9時の時点で解除されていれば、10時30分登校とし、3校時からの授業とする。 ※午前11時の時点で解除されていれば、午後1時登校とし、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。
		大雨のみ発表	・ 原則、通常通りとして安全確認の上、保護者の判断で登校（園）する。ただし、目黒川の付近の学校については、洪水に対する配慮を十分に行う。

(2) 在校（園）時に警報等が発表された場合の対応について

特別警報	警報	対応
発表		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校（園）内待機とする。</li> <li>・特別警戒解除後も、下校は保護者引取りとする。</li> </ul> <b>【こども園・幼稚園】</b> ※特別警戒中に保護者が引き取りに来た場合も、特別警報が解除されるまでは、園内待機とする。
	暴風・大雨共に発表又は暴風のみ の発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校（園）内待機とする。</li> <li>・警報発令中は保護者引取りとする。</li> </ul> <b>【こども園・幼稚園】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降園は保護者引取りとする。</li> </ul> <b>【小・中学校】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報解除後は安全を確認し、教職員が付き添って集団下校をする。</li> </ul>
	午後に暴風・大雨共に発表される可能性が高い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合がある。</li> <li>・給食（昼食）後に下校させる。</li> </ul>
	大雨警報発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確認後、通常通り安全に気を付けて下校（降園）する。</li> </ul>

(3) 自然宿泊体験教室の実施について

① 出発時の対応

判断時刻	特別警報	警報	対応
前日午後5時時点	出発時刻に発表されている可能性が高い場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日の出発は見送る。</li> </ul>
		出発時刻に暴風又は、大雨の発表がされている可能性が高い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前中に解除される見通しがある場合は、午後に出発する。</li> </ul>

② 帰校時の対応

判断時刻	特別警報	警報	対応
前日午後5時時点	出発時刻に発表されている可能性が高い場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日の出発は見送る。</li> </ul>
		出発時刻に暴風又は、大雨の発表がされている可能性が高い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前中に解除される見通しがある場合は、午前中は宿舎待機とし、午後に出発する。</li> </ul>
		午後に暴風又は、大雨の発表がされている可能性が高い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出発時刻を繰り上げる。</li> </ul>

## 2 大雪に対する対応基準

### 【基本的な考え方】

- ・ 幼児・児童・生徒の安全を第一とした必要な措置を確保する。
- ・ 保護者判断により自宅待機する場合は「欠席扱い」あるいは「遅刻」扱いにしない。
- ・ 登校した児童・生徒には自習を含め状況に応じた対応をする。
- ・ 状況に応じて可能な範囲で昼食の提供を行う。

### (1) 登校（園）時に警報等が発表されている場合の対応について

判断時刻	特別警報	警報	対応
午前7時時点	発表		臨時休業
		暴風雪警報	<b>【こども園・幼稚園・中学校】</b> ・保護者判断により自宅待機又は保護者付き添いによる登園とする。 ※積雪の規模や状況等によって臨時休業とする場合がある。 <b>【小学校】</b> ・臨時休業とする。 <b>【中学校】</b> ◇台風時における暴風警報の対応基準に準ずる。 ※積雪の規模や状況等によって臨時休業とする場合がある。
		大雪警報	・保護者判断により自宅待機又は保護者付き添いによる登校（園）とする。 ※積雪の規模や状況等によって臨時休業とする場合がある。

### (2) 下校（降園）時に警報等が発表された場合及び発表される可能性が高い場合の対応について

特別警報	警報	対応
発表		・ 学校（園）内待機。 ・ 特別警戒解除後も、下校は保護者引取りとする。
	暴風雪または大雪警報が発表	・ 安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合がある。 ※警報発令中及び積雪の規模や状況等によっては学校（園）内待機とし、下校（降園）は保護者引取りとする。